

第 2 2 期 第 4 回
和歌山県内水面漁場管理委員会
議 事 録

日 時 : 令和 8 年 2 月 17 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 2 時 00 分まで

場 所 : 和歌山市雑賀屋町 19
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室

第 2 2 期第 4 回和歌山県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 17 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 2 時 00 分まで
- 2 場 所 和歌山市雑賀屋町 19 番地
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室
- 3 議 題 第五種共同漁業権に係る増殖目標量の設定等について
- 4 報 告 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告 (第五種共同漁業権) について (報告)
- 5 そ の 他 コイヘルペスウイルス病の発生について
- 6 出 席 者

(委 員) [議席順]

川口恭弘、木元伸彦、梶村麻紀子、小久保友義、丸山清重、大屋敏治、中垣剛、森岡康次、藤村全史、稲野俊直

(県)

島村資源管理課長、山内副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、古川主任、赤松主査、大槻副主査

(振興局)

内海主査 (海草)、増田技師 (那賀)、今里技師 (伊都)、井川主査 (有田)、南主任 (日高)、武田主査 (西牟婁)、木下主任 (東牟婁)

(事務局)

島村事務局長、戸瀬書記

7 議事内容 (午後 1 時 30 分開会)

- 戸瀬書記 只今から第 22 期第 4 回内水面漁場管理委員会を開催いたします。
- 本日は、議員の皆様にご出席頂いております。従いまして、本日の委員会が成立していることをご報告します。
- それでは、開会にあたりまして、川口会長からご挨拶をお願いします。
- 川口会長 第 22 期第 4 回内水面漁場管理委員会の開催にあたり、ご挨拶

申し上げます。委員の皆様、県職員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

さて、本年も、2月1日から、海産稚アユの採捕時期となっております。現在のところ約650kgの採捕となっておりますので、今後にも期待したいと思います。

本日は、増殖目標量の設定や、漁業権に関する報告などの議案を予定しています。いずれも重要な案件です。十分にご審議をお願いしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

戸瀬書記

議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第です。次に、

資料1 令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量について

資料2 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告
(第五種共同漁業権)について(報告)

参考資料 事務局からの報告事項全国内水面漁場管理委員会
関係

それ以外に、事前送付はできていなかったのですが、本日机に「コイヘルペスウイルス病の発生について」という資料を追加で配布していますのでご確認ください。以上です。資料の不足はございませんか。

戸瀬書記

お揃いのようなので、始めさせていただきます。

委員会議事運営規程第4条により、会長が議長を務めることになっていきますので、川口会長よろしく申し上げます。

川口議長

最初に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。藤村委員、丸山委員の両名に申し上げます。

それでは、第1号議案「第五種共同漁業権に係る増殖目標量の設定等について」を上程します。説明をお願いします。

赤松主査

令和8年度増殖目標量の設定等について、資源管理課から説明

させていただきます。

それでは、資料1を御覧下さい。

はじめに、増殖目標量及び令和7年度の増殖実績について説明させていただきます。

漁業法は、内水面の漁業権の免許を受けた者に水産動植物の増殖を義務付けており、増殖目標量は、その増殖が計画的に行われるよう、免許を受けた者が年度ごとに果たすべき目標となる数量になります。

増殖目標量は漁場管理委員会が示すこととなっており、9ページから11ページの「第五種共同漁業権に係る増殖目標量等の取扱い方針」（以下、取扱い方針と言います。）これに基づき算定しています。詳細は後に説明しますが、昨年度の委員会で設定した令和7年度の増殖目標量が1ページの一覧になります。

この増殖目標量に対して各漁協が増殖に取り組んだ実績をまとめたものが2ページから5ページになります。

2ページはアユについてであり、上段の表は増殖目標量、放流実績をまとめており、下段の表は令和6年に行った産卵場造成などの増殖措置をまとめたものであります。「取扱い方針」では、増殖措置についても増殖実績に加算することとしており、この増殖措置分を加えた放流数が増殖実績となります。上段の表の左から6列目の「総放流数」がそれにあたります。

この「総放流数」と左から3列目の「増殖目標量」を比べていただきますと、すべての漁協で増殖目標量を上回る放流がなされています。

続きまして、3ページから5ページには、アマゴ、モクズガニ、ウナギの順に「増殖目標量」と「放流実績量」をまとめてあります。

アマゴ、ウナギについては、すべての漁協で増殖目標量を上回る放流がなされています。

モクズガニについては、紀ノ川漁協、有田川漁協、切目川漁協、富田川漁協、古座川漁協において総放流数が増殖目標量を下

回っています。

ここで、総放流数が増殖目標量を下回った場合の措置として、11 ページの「取扱い方針」の6では、増殖経費が前年の60%に満たないときには、県は種苗供給状況、組合経営状況、気象条件等を勘案し、本委員会の意見を聴いて必要があると認められた場合には、漁協に増殖計画を樹立し、増殖するよう命ずることができると規定しています。

有田川漁協、切目川漁協、富田川漁協、古座川漁協については、増殖目標量を達成できておらず、かつ増殖経費が前年の60%を満たしていませんでした。

その理由につきましては、いずれの漁協も種苗の購入を予定していた種苗生産場において、種苗の生産が不調であったため、予定していた数量を入手できなかったとの回答でした。種苗の供給状況から勘案すると、当該4漁協は増殖を怠っていたとは認められません。

最後に、これら魚種以外にコイが増殖対象魚種としてあり、増殖目標量も設定されています。しかし、コイヘルペスウイルス病が特定疾病になっており、また本委員会指示第1号でコイの持ち出し及び放流等を制限しています。これにより、放流を自粛しているところですので、放流実績は「0」であることを申し添えます。

次に、令和8年度の増殖目標量設定について説明させていただきます。

6 ページを御覧ください。この表が令和8年度の増殖目標量となります。「取扱い方針」では、アユ及びアマゴの増殖目標量は、直近3か年の行使者数及び遊漁者数に基づき算定することとしています。7 ページ、8 ページがその算定に用いた令和5年から令和7年の行使者数及び遊漁者数をまとめたものです。例年、これらの最近3か年平均を用いて算定した値を増殖目標量として設定しています。

続いて、ウナギ、モクズガニ等の増殖目標量は、漁業権免許時

に申請漁協が策定する年間の増殖計画である増殖事業量とすることになっていることから、増殖事業量としています。

このことについて御審議いただきまして、承認いただきましたら、内水面漁場管理委員会会長名で県ホームページにて公表されることとなります。

以上で説明を終わります。令和8年度の増殖目標量の設定について御審議のほどよろしくお願ひします。

川口議長 　　ただいま、第1号議案について説明がありましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

小久保委員 　　モクズガニの種苗生産は難しいと思いますが、昨年度の生産状況は良かったと記憶しております。今年度は不調であったとのことですが、何か原因があるのでしょうか。

原田課長補佐兼班長 　　種苗生産は日高川漁協で実施して頂いておりますが、年によって生産量にばらつきがあります。本年度生産が不調であった原因については聞いておりませんが、安定生産には至っていないという状況でございます。

　　県の水産試験場でも県の事業により、3年間研究を行い、なるべく海水を使わなくても生産できる飼育方法等を指導しているところですが、それでも生産量がまだ安定していないので、今後も日高川漁協と話しながら、生産量の安定に努めていくつもりです。

川口議長 　　ありがとうございます。ほかに、ご意見、ご質問等ございませんか。

小久保委員 　　13ページの3番の産卵期における自主的な禁漁措置のアユについての項目ですが、近年の猛暑でこの産卵期が前後している可能性もあるのでしょうか。

赤松主査 　　従来から秋に雨が少ないと産卵が遅れる傾向がありますが、実

際を実施されていたのは産卵期における禁漁措置であり、それが増殖目標量に反映されております。

川口議長

ありがとうございます。他に何かございませんか。

ないようですので、第1号議案につきましては、原案どおりの設定とし、この内容につきましては、「和歌山県資源管理課のホームページ」にて公表してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということですので、本議案については、そのように決定します。

それでは次に、報告事項に移ります。

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（第五種共同漁業権）について（報告）、説明をお願いします。

赤松主査

資源管理の状況等の報告について、資源管理課から説明させていただきます。

それでは、資料2の2ページを御覧ください。

まず、「1 報告の義務」「2 報告内容」「3 報告対象期間」について説明させていただきます。

報告の義務化については、漁業法（第90条第1項）及び漁業法施行規則（第28条第1項）において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することと定められています。

また、漁業法（第90条第2項）及び漁業法施行規則（第28条第3項）において、知事は同報告に係る事項に関する意見を付して1年に1回以上内水面漁場管理委員会に報告することと定められています。

報告内容については、漁業法施行規則（第28条第1項）で定

められています。

報告事項は6項目あり、「①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項」としております。

報告対象期間については、アユ等の漁期を勘案して、1月1日～12月31日としております。

これらを受けまして、全ての漁業権についての報告を取りまとめましたので「4 報告結果」について説明させていただきます。

まず、「(1)資源管理に関する取組の実施状況」について、各漁業権漁場において、漁業権行使規則に定める内容について遵守されるとともに、カワウ等の食害対策及び種苗放流など資源維持増殖等の取組が行われたほか、河川清掃、釣り教室及び体験学習等の取組が行われました。

次に、「(2)操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況」についてですが、全ての漁業権漁場における漁場の活用状況が報告されました。

漁業権ごとの報告内容については、3ページの表に記載しています。表の右端の欄の「漁場の活用状況、組合員行使権の行使状況」について、全ての漁業権漁場において「○」となっており、活用されていることが確認できました。

2ページに戻っていただいて、一番下の「5 報告に係る事項に関する県の意見」を御覧ください。

以上の報告結果の内容から、必要事項について適切に報告が行われ、漁場について概ね適切かつ有効に活用されていると考えます。これで報告を終わります。

川口議長

ただいま、報告事項について県から説明がありましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本事項については、以上といたします。
続きまして、「その他」に移ります。事務局から報告事項がありますので、説明願います。

戸瀬書記

事務局からの報告事項でございます。参考資料をご覧ください。各都道府県の内水面漁場管理委員会で構成される全国組織「全国内水面漁場管理委員会連合会」以下、連合会といいますが、最近の連合会の動きを説明させていただきます。参考資料「中日本ブロック協議会」の資料をご覧ください。

連合会は、東日本、中日本、西日本の3ブロックに分けられまして、和歌山県はこのうち、中日本ブロックの協議会に所属しています。

昨年11月4日に、中日本ブロック協議会が大阪府で開催され、和歌山県を含めた構成府県の15府県が出席しました。全ての協議会資料をお配りすると分量が大変多くなるため、ここでは、要点を抜粋した資料を配付してございます。

議案は3つございます。まず、第1号議案「令和8年度提案項目(案)」についてです。文字が小さく申し訳ございませんが、8ページから26ページにございますとおり、毎年、国に対して、外来魚対策をはじめ7項目の要望を行っているのですが、全国の事務局で作成された来年度の要望項目案について、中日本ブロック協議会で文案を検討しました。

27ページから52ページのとおり、外来魚対策や鳥類による食害対策など一部の要望項目案について、構成府県から意見が提出され、協議会での議論を踏まえ、これらの意見については、全国の事務局に提案していくことが決議されました。本委員会の川口会長からカワウ被害に加えサギ類の被害も発生している旨をご発言頂き、その旨も全国の事務局に提案していくこととなりました。

第2号議案の照会・協議事項は、事務的な問い合わせ事項でしたので省略します。

続いて、53ページをご覧ください。第3号議案「次期開催県について」ですが、令和8年度の中日本ブロック協議会は、会則に従い、新潟県で開催することが決議されました。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

川口議長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本日本日予定していた議題は以上ですが、他に何かございませんか。

島村
事務局長

資源管理課から1点報告させていただきます。

本日お配りした資料のコイヘルペスウイルス病の発生について報告させていただきます。資料をご覧ください。

昨年11月25日に有田川町の方から自宅の池で飼育しているニシキゴイがへい死していると連絡があり、検体を内水面試験地で検査したところコイヘルペスウイルス病であることが判明しました。

この結果を受け、すぐに池の水の排水停止及びニシキゴイの移動禁止を指導しました。

その後の対応については、ニシキゴイ所有者と協議したところ、池は屋内にあり、排水は排水池に貯めてから排水できることから、排水池で消毒・中和してから排水する方法で飼育が可能であるため、飼育を継続したいとの意向が示されました。

ニシキゴイ所有者の示す方法で飼育した場合にウイルスのまん延を防止することができるかと判断されたことから、まん延防止措置をとった方法で飼育することについて誓約書の提出を受けた上で、ニシキゴイの移動を禁止する命令を発出しました。

当該個人宅では、約150尾のニシキゴイが飼育されており、陽性判明時点でコイヘルペスウイルス病が発病する温度帯である18～25℃を下回っていたこともあってか、へい死魚は少なく、検体が持ち込まれた時点で週に1、2尾程度、2月4日に現地確認した時点では月に1尾、へい死が発生している状況です。

今後、水温が上昇すると発病することも十分に考えられるため、定期的な現地確認を実施します。

コイヘルペスウイルス病は、本県では平成16年に紀の川で発生し、平成20年に和歌山市内のニシキゴイ愛好家のハウス内の

池、平成 22 年に日高川水系の西川河口付近で発生しました。

前回の内水面漁場管理委員会で報告した紀美野町の個人池での発生が 15 年ぶりの発生であり、今回報告の有田川町での発生で今年度の発生は 2 件目となります。

なお、天然水域での発生ではないため、本県での発生水域は、紀の川水系、日高川水系のうち椿山ダムより下流から変更はありません。

川口議長

ありがとうございました。他に何かございませんか。特にないようですので、これにて委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

(午後 2 時 00 分 閉会)